

広島県告示第千二百二十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項の規定によって、介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年十一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

| 指定介護予防サービス事業者 | 主たる事務所の所在地       | 名称                  | 介護予防サービス事業所    | 指定年月日     |
|---------------|------------------|---------------------|----------------|-----------|
| 社会福祉法人東光会     | 福山市坪生町字黒坂六〇六番地   | 外部サービス利用型特定施設あんしんの家 | 福山市坪生町黒坂六一二番   | 平成一九年九月一日 |
| 社会福祉法人東光会     | 福山市坪生町字黒坂六〇六番地   | 外部サービス利用型特定施設サンビレッジ | 福山市春日町七丁目六番二七号 | 平成一九年九月一日 |
| 株式会社鳳         | 安芸高田市八千代町勝田四四八番地 | 有料老人ホームメリイハウス八千代    | 安芸高田市八千代町勝田四五九 | 平成一九年一月一日 |